

「次世代の国づくり」 記者勉強会

# 「財政再建にどう取り組むか」

— 国内外の重債務国の歴史的経験を踏まえた  
わが国財政の立ち位置と、中期財政計画の課題 —

2013年7月23日

株式会社日本総合研究所

調査部 主任研究員

河村 小百合

kawamura.sayuri@jri.co.jp

本レポートは、JRI Review 論文として、近日中に弊社ホームページにアップする予定です。

お問い合わせ先：調査部 主任研究員 河村 小百合

TEL：03-6833-1577 E-MAIL：kawamura.sayuri@jri.co.jp

## 問題意識

- わが国が抱える政府債務残高規模の増大傾向は止まらず。2013年の債務残高対名目GDP比(一般政府ベース)は245%に到達する見込み(IMF)。
- 国内外の歴史的な経験を振り返ったとき、政府債務残高規模をこれほどまでに大きくした国(重債務国)が、自力での財政再建によって、政府債務残高規模を縮小させ、財政運営を安定的に継続し得た事例は、果たしてあるのか。
- 重債務国が、安定的な財政運営を継続できず、「非連続的な債務調整」を余儀なくされた事例には、どのようなものがあるか。
  - 「対外債務の非連続的債務調整」、および「国内債務の非連続的債務調整」とは、それぞれどのような形で行われるのか。
  - 「金融抑圧」とは何か。
- 今夏、「中期財政計画」を策定する予定のわが国にとって、求められる財政政策運営とはどのようなものか。
  - いつ頃、いかなる目標で、どの程度の規模の財政再建策を構じる必要があるのか。

## 構成

### 1. 政府債務残高GDP比250%の持つ意味とは－国内外の歴史的経験を振り返る

… 5

(1) 歴史上、政府債務残高規模が大幅に積み上がり、非連続的な調整に追い込まれた国には、どのような例があるか

(2) 重債務国が債務残高を縮減させていくのには、どのようなアプローチがあるか

① 財政再建(増税・歳出カット)

② 連続的な債務調整(インフレ、金融抑圧)

③ 非連続的な債務調整

(a) 対外債務調整

(b) 国内債務調整

(3) 「金融抑圧」とは何か

## 2. 第二次大戦直後のわが国の経験

### －非連続的な国内債務調整は、いかに行われたのか

… 14

(1) 終戦直後にわが国が直面した状況

(2) わが国が選択した非連続的な債務調整と異例の財政運営

## 3. わが国の今後の財政運営の課題－中期財政計画策定に向けて－

… 26

(1) 「政府債務残高規模250%」の含意

(2) 金利上昇に対する耐久力を何で測るか

(3) 中期財政計画に求められる課題

# 1. 政府債務残高GDP比250%の持つ意味とは —国内外の歴史的経験を振り返る

## (1) 歴史上、政府債務残高規模が大幅に積み上がり、非連続的な調整に追い込まれた国にはどのような例があるか

- 国内外の歴史を振り返ると、20世紀以降に限ってみても、政府債務残高が大幅に積み上がり、非連続的な債務調整(デフォルト等)に追い込まれた国の事例が、先進国、新興国を問わず、多数存在(参考図表1、2)。
- とりわけ、大恐慌時(1930年代)には、先進国、新興国を問わず多数の国がデフォルト。
- 第二次大戦の敗戦国は、わが国を含め、対外もしくは対内債務デフォルトを余儀なくされた。

(どのくらいの債務残高規模で、デフォルト等に追い込まれたのか)

- 非連続的な調整に追い込まれた時点における、当該国の債務残高規模(GDP比)をみると(参考図表3、4)、百数十%ないし、二百%超のケースが散見される半面、百%未満の段階でデフォルト等に追い込まれたケースも多数存在。
- その背景としては、債務を無理なく許容できる(=市場の信認を得ることが継続できる)限界は、とりわけ対外債務を多く抱える場合、当該国のデフォルトやインフレの履歴に大きく左右されること、を指摘可能。
  - 新興国の場合、先進国の立場からすれば十分に対処可能とみられる水準の対外債務であっても、非常な重圧となるケースが少なくない(1980年代、90年代の債務危機)。
    - (市場の信認を喪失→対外債務の金利急上昇
    - 外国の債権者への返済に対して政治的抵抗感強まる、というサイクルで)
- なお、非連続的調整が発生する数年前から、高インフレ(もしくはハイパーインフレ)状態に陥っているケースでは、デフォルト等の発生時点では、政府債務残高規模は物価上昇相当分だけ、すでに計算上目減りしていることに注意が必要。



## (2) 重債務国が債務残高を縮減させていくのには、どのようなアプローチがあるか

### ① 財政再建 (増税・歳出カット)

### ② 連続的な債務調整

- ・インフレ (→非連続的な債務調整につながるケースも多い、図表5)
- ・金融抑圧→(3)で後述

### ③ 非連続的な債務調整

#### (a) 対外債務調整

- ・対外債の元利償還の停止、のほか
- ・2012年のギリシャの2回目のデフォルトのケース(12月)でとられた、「当該国政府による、既発債の、額面を大幅に割り込む時価での買戻し」といった手法も存在。

#### (b) 国内債務調整 (→2. でわが国の経験を後述)

- ・国内債の元利償還の停止、利率の強制的引き下げ
- ・国内経済主体に対する債務(歳出)不履行
- ・預金封鎖、新通貨切り替え

(図表5)ハイパーインフレや高インフレが発生した国の国内債務、マネタリーベースの状況

国名	発生年	インフレ率	国内債務 /GDP比率	マネタリーベー ス/GDP比率
<b>【ハイパーインフレ】</b>				
アルゼンチン	1989	3,079.5	25.6	16.4
ブラジル	1987	228.3	164.9	9.8
	1990	2,947.7	155.1	7.1
ドイツ	1920	66.5	52.6	19.4
	1923	22,220,194,522.37	0.0	0.0
<b>【高インフレ】</b>				
ギリシャ	1922	54.2	53.0	34.3
	1923	72.6	41.3	32.7
イタリア	1917	43.8	79.1	24.1
	1920	56.2	78.6	23.5
<b>日本</b>	<b>1944</b>	<b>26.6</b>	<b>236.7</b>	<b>27.8</b>
	<b>1945</b>	<b>568.1</b>	<b>266.5</b>	<b>74.4</b>
ノルウェー	1918	32.5	79.3	86.4
	1920	18.1	106.9	65.6
フィリピン	1981	13.1	10.4	6.6
	1984	46.2	11.0	13.9
トルコ	1990	60.3	14.7	7.4
	1994	106.3	20.2	7.1

(資料) Reinhart & Rogoff, *This Time is Different Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton University Press, 2009を基に日本総合研究所作成。

- 実際には、これらのアプローチを結果的に組み合わせる形で対応が行われることも多い。
- いずれのアプローチによるにせよ、③(a)対外債務調整を除き、当該国民の負担(痛み)を必ず伴うことに注意が必要。
  - ③(a)対外債務調整が行われる場合も、近年の国際金融情勢からすれば、2012年のギリシャのデフォルトの事例からも明らかのように、当該国民の相応の負担(痛み)を伴うことなしに、外国の債権者が債権放棄に応じることは困難。
  - 各アプローチ間の相違点は、
    - (1)当該国民に及ぶ負担の程度、期間
    - (2)債務残高が縮減される期間中、安定的な財政運営が継続可能か否か

### (3)「金融抑圧」とは何か

- 開発経済学上の概念で、以下の点が共通の特徴。
  - ①明示的、もしくは暗黙の金利規制
    - 金利上限を設定
    - とりわけ、国債金利に上限を設定－中央銀行による国債引き受け等を通じて実現  
【当局が金利をコントロールできるのは、あくまで国内債務にかかる金利のみ】
  - ②政府に対する与信を促進する国内機関の設置
  - ③これ以外に、銀行の国有化(インド、中国)や銀行に対する重い規制(高度成長期の日本)、等の指摘も存在。
- 重債務国について、実質金利を人為的に大幅に抑制(マイナスのケースも)することによって、政府の債務償還負担を大幅に軽減したケースが存在。
  - －ただし、これらはいずれも、外国為替制度として**固定相場制**をとるもとで、**厳格な資本移動規制**が設けられている状態であったからこそ可能であった政策運営であることに注意が必要。

## (政府債務残高250%の持つ意味)

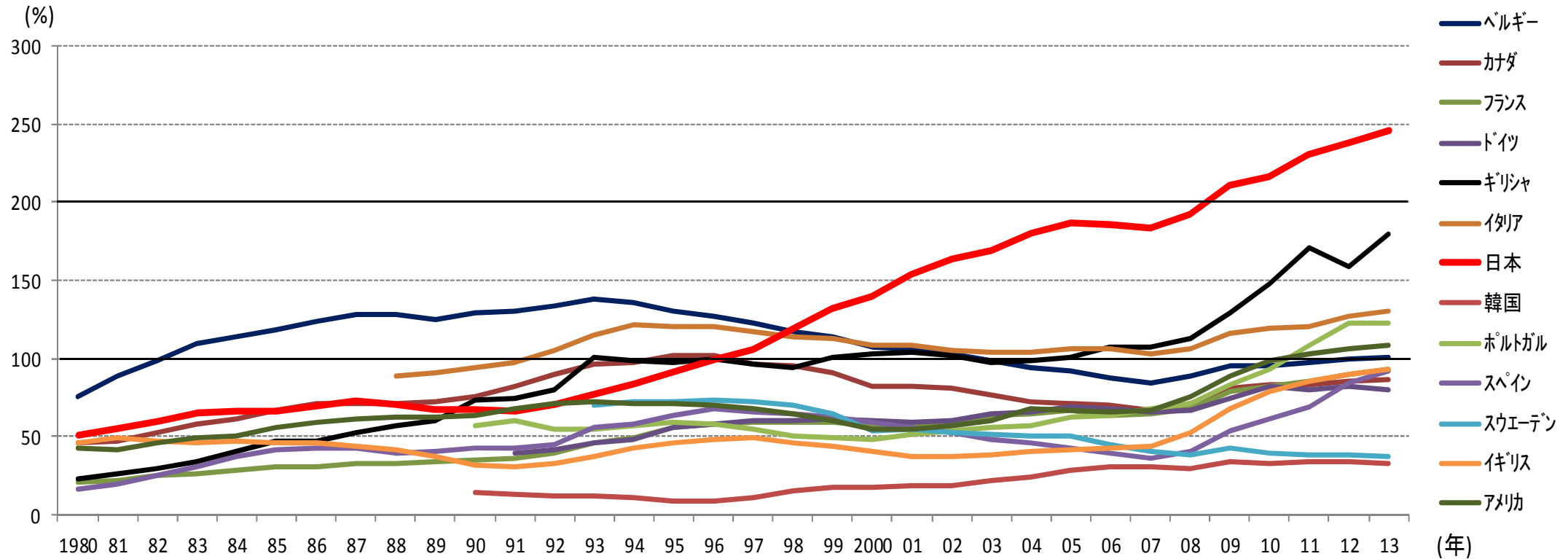
- 国内外の歴史的経験を振り返っても、政府債務残高がGDP比200%を超過した事例はごく限られる。
  - アフリカ等の開発途上国においては、近年でもいくつか例は存在。
  - これに対して、経済が成熟した先進国が、資本移動規制を撤廃(1980年前後の国が多い)し、変動為替相場制をとる開放経済体制のもとで(≒「金融抑圧」は困難)、政府債務残高をGDP比200%超にまで積み上げたケース自体が皆無である模様。
  - それを財政再建(増税・歳出カット)のみによって継続的に縮減させ、安定的な財政運営を継続できた事例も、当然ながら存在しない模様。

(図表6) 1980年代以降に、政府債務残高規模がGDP比で200%を超過した国の事例(先進国・新興国とも対象)

国名	期間(年)
アンゴラ	1995
コンゴ民主共和国(旧ザイール)	1998 - 1999, 2001
コンゴ共和国	1996 - 1999
ギニアービサウ	1987 - 2006
ギアナ	1977 - 2000
ニカラグア	1983 - 2003
サントメ・プリンシペ	1995 - 2006
シエラレオネ	1998 - 2000
スーダン	1992 - 1996
ベトナム	1992
イエメン	1996
ザンビア	1995 - 1996

(資料) IMF Fiscal Affairs Department, Historical Public Debt Database, September 2012 versionを基に日本総合研究所作成。

(図表7) 先進各国の1980年代以降の政府債務残高規模(GDP比率)の推移



(資料) IMF, World Economic Outlook Database, April 2013

## 2. 第二次大戦直後のわが国の経験 ー非連続的な国内債務調整は、いかに行われたのか

## (1) 終戦直後にわが国が直面した状況

- 膨大な政府債務残高  
 一戦時補償債務、賠償問題があり、政府債務の全体像は、名目の国債残高を大きく上回り、確定が困難な状況。

(図表8) 国債借入金等残高の対国民所得比率の推移  
 (1930<昭和5>年度～46<昭和21>年度)

年度		国債借入金等 年度末残高 (百万円、A)	国民所得 (百万円) (B)	国債借入金等 対国民所得比 (%、A/B)	人口 (千人、C)	一人当たり国債 借入金等残高 (円/人、A/C)
1930	昭和5	6,843	11,740	58.3	63,872	107
31	6	7,053	10,520	67.0	64,870	109
32	7	7,911	11,332	69.8	65,890	120
33	8	8,917	12,417	71.8	66,880	133
34	9	9,780	13,131	74.5	67,690	144
35	10	10,525	14,440	72.9	68,662	153
36	11	11,302	15,546	72.7	69,590	162
37	12	13,355	18,620	71.7	70,040	191
38	13	17,921	20,008	89.6	70,530	254
39	14	23,566	25,354	92.9	70,850	333
40	15	31,003	31,043	99.9	71,400	434
41	16	41,786	35,834	116.6	71,600	584
42	17	57,152	42,144	135.6	72,300	790
43	18	85,115	48,448	175.7	73,300	1,161
44	19	151,952	56,937	266.9	73,800	2,059
45	20	199,454	-	-	72,147	2,765
46	21	265,353	360,855	73.5	75,750	3,503

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第11巻 政府債務』東洋経済新報社、1983(昭和58)年5月。

(原資料注1) 国債借入金等年度末残高は、国債、借入金、短期証券および一時借入金の合計額。外貨債の円換算は、英貨1ポンドにつき9円763、米貨1ドルにつき2円006、仏貨1フランにつき0円387。

(原資料注2) 国民所得は、昭和20年までは暦年ベース、21年は年度ベース。



- 国債は、人為的な低金利としたうえで、その殆どを日銀と預金部(政府)が引き受ける状態。
- インフレが進行。
- 敗戦時の国民の財産、資産は、事実上、現預金のみに尽きる、といっても過言ではない状態。

(図表9) 国債消化状況の推移  
 (額面ベース、1937<昭和12>年7月~46<昭和21>年3月)

(千円)

会計年度	国債発行高 (A)	引受別			日本銀行 純売却高 (E)	引受額との差 (C-B)
		預金部 (B)	日本銀行 (C)	その他(*) (D)		
1937 昭和12(*1)	2,230,000	350,000	1,780,000	100,000	1,086,844	693,156
38 13	4,530,500	780,000	3,750,500	-	3,286,929	463,571
39 14	5,516,500	1,500,000	4,016,500	-	3,246,501	769,999
40 15	6,884,500	1,890,000	4,994,500	-	3,803,259	1,191,241
41 16	10,191,000	2,150,000	8,041,000	-	6,723,263	1,317,737
42 17	14,259,000	3,050,000	11,209,000	-	10,614,001	594,999
43 18	21,147,000	5,900,000	15,247,000	-	13,851,257	1,395,743
44 19	30,347,500	10,400,000	19,947,500	-	17,483,332	2,464,168
45 20	33,111,227	11,859,000	16,252,227	5,000,000	21,945,400	▲ 5,693,173
1945年4月	71,200	-	71,200	-	1,437,869	▲ 1,366,669
5月	1,500,000	500,000	1,000,000	-	2,072,301	▲ 1,072,301
6月	1,565,600	1,000,000	565,600	-	2,256,224	▲ 1,690,624
7月	3,500,000	1,000,000	2,500,000	-	2,130,567	369,433
8月	4,055,330	1,000,000	3,055,330	-	1,371,363	1,683,967
9月	5,000,000	1,500,000	3,500,000	-	2,084,735	1,415,265
10月	7,029,430	1,500,000	5,529,430	-	2,259,197	3,270,233
11月	-	-	-	-	1,831,668	▲ 1,831,668
12月	30,667	-	30,667	-	1,645,160	▲ 1,614,493
1946年1月	300,000	300,000	-	-	▲ 331,610	331,610
2月	-	-	-	-	220,959	▲ 220,959
3月	10,059,000	5,059,000	-	5,000,000	4,966,967	▲ 4,966,967

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第11巻 政府債務』東洋経済新報社、1983  
 (昭和58)年5月を基に日本総合研究所作成。

(注1) 昭和12年度は7月以降。

(注2) 「その他」の昭和12年度は国債シンジケート団引き受け、20年度は金融機関引受。

## (2) わが国が選択した非連続的な債務調整と異例の財政運営

- 第二次大戦をはさんだ昭和期の国民所得と物価上昇率、国債残高等の推移は参考図表10の通り。
- 日本国政府発行の外国債に関しては、戦時中の1942(昭和17)年から利払いが停止されており、その後52年まで債務不履行状態が継続。

(図表11) 戦前の内国債・外国債の利率別残高の推移 (1930<昭和5>～45<昭和20>年度)

(千円)

利率	区分	1930 昭和5	35 10	36 11	40 15	44 19	45 20
7分	外国債	-	-	-	-	5,218	5,185
6分5厘	外国債	269,448	229,281	223,423	193,367	30,113	29,890
6分	外国債	239,448	220,696	216,233	195,495	193,231	192,539
5分5厘	外国債	264,464	262,409	257,827	228,267	136,259	136,045
5分	内国債	4,215,094	4,401,810	2,265,707	2,265,662	2,218,755	2,218,760
	外国債	281,250	261,722	261,721	261,718	230,955	230,884
	計	4,496,344	4,663,532	2,527,428	2,527,380	2,449,710	2,449,644
4分5厘	内国債	-	715,000	715,000	715,000	315,000	-
	外国債	58,578	-	-	-	-	-
	計	58,578	715,000	715,000	715,000	315,000	-
4分	内国債	261,698	3,405,630	3,411,592	3,411,820	3,304,930	3,304,930
	外国債	365,837	357,754	357,751	357,748	292,178	292,145
	計	627,535	3,763,384	3,769,343	3,769,568	3,597,108	3,597,075
3分6厘5毛	内国債	-	-	-	500	920,500	954,350
3分5厘	内国債	-	-	2,865,252	21,977,296	99,093,032	132,547,751
割引	内国債	-	-	-	241,000	892,438	897,165
合計	内国債	4,476,792	8,522,440	9,257,551	28,611,277	106,744,656	139,922,957
	外国債	1,479,024	1,331,861	1,316,955	1,236,596	887,956	886,689
	計	5,955,817	9,854,301	10,574,506	29,847,873	107,632,612	140,809,647

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第11巻 政府債務』東洋経済新報社、1983(昭和58)年5月を基に日本総合研究所作成。

(終戦当時の政権、大蔵省による検討)

- 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで』シリーズ各巻、東洋経済新報社、による
- 検討段階で、「債務放棄」や、「国債利率の強制引き下げ」等も選択肢にのぼるなか、
- 「取るものは取る、返すものは返す」
  - 一度限り、空前絶後の大規模課税として、動産、不動産、現預金等を対象に、高率の「財産税」(税率25~90%)を導入。
  - 内国債の債務不履行そのものは回避。
  - 他方、戦時補償債務を切り捨てるため、「戦時補償特別税」を、債務と同額で課税。
  - これらの課税に先立ち、1946(昭和21)年2月17日、**預金封鎖、新円切り替え**(新円:旧円=1:1)を実施。

昭和20年10月14日の官邸での会合の列席者による回想  
(昭和財政史 終戦から講和まで 第11巻『政府債務』

＜執筆者は加藤三郎東大教授＞89ページ、

原資料：今井一男口述「終戦以後の給与政策について」

『戦後財政史口述資料』第八分冊、昭和26年12月17日)

「…(前略)…大蔵省として天下に公約し国民に訴えて発行した国債である以上は、これを踏みつぶすということはとんでもない話だ、というような意見が勝ちを占めまして、おそらく私もその一人であったろうと思うのですが、これは満場一致の形で、取るものは取る、うんと国民から税金その他でしぼり取る、そうして返すものは返す、こういう基本原則をとにかく事務当局で決めてしまいました。その場で財産税という構想が出まして、議論を重ねました。この財産税は結局日本戦後の財政史上、国内混乱を起こした以外何ものでもないことになりましたが、財産税の構想はその会合でたまたま議論が起こったものです。…(後略)…」

**(図表12) 終戦直後の主な財政・金融関係政策の流れ**

年	月日	政治経済一般	財政	金融	内閣	蔵相
1945 昭和20	8月15日	終戦			東久邇内閣 (昭和20年8月17日～ 20年10月9日)	津島寿一
	8月28日		大蔵省に戦後通貨対策委員会設置			
	9月2日	降伏文書に調印			幣原内閣 (昭和20年10月9日～ 21年5月22日)	渋沢敬三
	11月24日		戦時利得の排除および国家財政の再編成に関する覚書			
46 昭和21	1月21日		司令部、政府借入の制限・支払制限に関し指令		第一次吉田内閣 (昭和21年5月22日～ 22年5月24日)	石橋湛山
	2月17日	食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令公布	臨時財産調査令公布	金融緊急措置令、日本銀行券預入令公布		
	3月3日	物価統制令公布				
	7月24日		戦時補償全面打ち切り閣議決定	戦時補償全面打ち切り閣議決定		
	8月11日			金融緊急措置による封鎖預金を第一封鎖預金・第二封鎖預金に分離		
	8月15日	企業経理応急措置法公布		金融機関経理応急措置法公布		
	10月19日	戦時補償特別措置法、企業再建整備法公布	戦時補償特別措置法公布	戦時補償特別措置法、金融機関再建整備法公布		
	11月12日		財産税法公布			

(資料) 西村吉正(編)『復興と成長の財政金融政策』大蔵省印刷局、1994(平成6)年8月を基に日本総合研究所作成。

**(図表13) 財産税課税財産価額(昭和21~26年度累計)**

(千件、百万円)

	件数	財産価額
田	451	7,673
畑	418	2,997
宅地	567	13,570
山林	238	2,900
家屋	570	24,372
立木竹	217	5,716
国債	498	1,806
株式および法人の出資	678	16,324
銀行および信託預金	1,155	29,159
郵便貯金およびその他の預貯金	1,250	9,451
年金保険等	771	3,574
機械設備器具工具および什器	175	3,506
商品、製品、半製品および原材料	131	3,327
書画骨董	39	1,102
家庭用動産	1,324	4,647
その他	155	1,189
小計	9,277	136,141
控除額		
公租公課	359	5,082
債務	234	7,007
差引合計(その他控除を含む)	1,808	123,779
税法第18、19条による控除額	254	1,716
差引課税財産価額	1,808	122,062
(参考)		
昭和21年度一般会計予算額		119,087

(資料)大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで  
 第19巻 統計』東洋経済新報社、1981(昭和56)年4月を基に日本総合研究所作成。

- その財産税収を原資に、戦後直後の数年間、国債残高の相当部分を償還。

(図表14) 国債償還資金の繰り入れ、使用額の推移

(千円)

	1946 昭和21	47 22	48 23	49 24	50 25	51 26
国債償還資金	2,061,215	2,211,892	2,657,237	6,001,893	53,844,100	12,323,735
前年度より繰越額	447,742	447,363	576,560	129,397	1,487,220	1,482,222
当該年度繰り入れ額	1,613,473	1,764,529	2,080,677	5,872,496	52,356,880	10,841,513
<b>うち財産税等収入金特別会計からの繰り入れ分</b>	<b>1,613,473</b>	<b>1,524,657</b>	<b>1,082,393</b>	<b>439,421</b>	<b>445</b>	<b>173</b>
使用額	1,613,852	1,635,332	2,527,840	4,514,673	52,361,878	7,673,922
内国債	1,613,852	1,635,332	2,527,840	4,514,673	52,361,878	6,531,922
満期償還額	-	-	1,254,312	1,782,724	846,213	824,964
繰上償還額	-	-	-	-	4,173,061	2,635,809
買入消却額	199	240	1,035	1,919,169	34,945,635	3,070,977
借換公債募集金不足補てん額	180	-	-	-	-	-
財産税等収入金特別会計収入国債消却額	1,613,473	1,524,656	1,082,393	439,420	445	172
国債整理基金保有国債消却額	-	110,436	190,100	373,360	12,396,524	-
外国債	-	-	-	-	-	-
借入金その他	-	-	-	-	-	1,142,000
差引翌年度繰越額	447,363	576,560	129,397	1,487,220	1,482,222	4,649,813

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第11巻 政府債務』東洋経済新報社、1983(昭和58)年5月を基に日本総合研究所作成。

(注) 1950(昭和25)年度の繰り入れ額には、ドッジの指導により、均衡財政を維持するために繰り入れられた「特別債務償還費」254億円を含む。

- 預金封鎖、新円切り替え(新円:旧円=1:1)を実施(参考図表15)。
  - －国民向けには、「インフレ抑制のため」という説明で通すも、相当な反発あり。
  - －実際には、**財産税課税等に先立ち、課税資産を国が先に差し押さえた形。**
  - －預金封鎖を先行させ、財産税課税のための調査の時間を確保。
  - －財産税は、不動産等の物納のほか、預貯金への課税分については、事実上、封鎖預金をもって、半ば強制的に納めさせた。
  - －民間金融機関等の経営再建・再編に向けての債務切捨ての原資として、昭和23年3月に第二封鎖預金を充当(「金融機関再建整備法」、「企業再建整備法」)。

(図表16)金融機関再建整備最終処理状況

(百万円)

金融機関	確定損	確定損負担源泉別状況						調整勘定 利益金 (27年9月末)
		確定益	積立金 取崩	資本金 切捨	<b>整理債務 切捨</b>	指定債務 切捨	政府補償	
銀行	27,490	6,205	1,308	1,581	<b>17,997</b>	30	367	8,345
特別銀行	7,687	500	278	237	<b>6,669</b>	-	-	-
普通銀行	15,441	3,838	947	1,331	<b>9,339</b>	-	1	-
貯蓄銀行	1,747	323	15	72	<b>1,079</b>	-	241	-
信託銀行	1,253	71	66	123	<b>858</b>	-	124	-
無尽会社	625	75	10	36	<b>43</b>	1	455	126
信用組合	743	69	36	93	<b>175</b>	1	323	72
金庫	4,563	38	12	147	<b>116</b>	1	4,268	1,784
保険	8,370	1,533	436	60	<b>2,547</b>	-	3,863	2,280
県農組	2,868	164	50	109	<b>25</b>	2	2,509	-
市町村農組	-	-	-	-	-	-	403	-
合計	44,659	8,084	1,852	2,028	<b>20,873</b>	35	12,192	12,607

(資料)大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第19巻 統計』東洋経済新報社、1981(昭和56)年4月を基に日本総合研究所作成。



## 昭和21年2月16日、渋沢蔵相の放送による公表内容における政策目的の説明 (速記記録のまま)

皆サン、政府ハ何故コウシタ徹底シタ、見ヤウニ依ツテハ乱暴ナ政策ヲトラナケレバ  
ナラナイノデセウカ、ソレハー口ニ謂ヘバ悪性インフレーショントイフ、国民トシテ実ニ始末  
ノ悪イ、重イ重イ生命ニモカカワルヤウナ病氣ヲナオス為ノ已ムヲ得ナイ方法ナノデス。…  
(後略)…

## 昭和財政史 終戦から講和まで 第12巻『金融(1)』(執筆者は中村隆英東大教授) 91ページ

「…(前略)…これ以降の政府の説明もこの趣旨で貫かれている。こうして、大蔵当局の一  
時インフレの高進を抑え、時をかせごうというひかえ目な判断に基づく政策効果の見通し  
はかくされたまま、公式には徹底的なインフレ対策としての面のみが強調され、一般もそ  
のような政策としてこれを理解することになったのである。そこにこの政策がのちに多くの  
批判をあびなければならなくなった最大の理由があったといえよう。…(後略)…」

- 内国債の債務不履行は回避した一方で、戦時補償債務を切り捨て。
  - －債権者である国民に対して、国側の債務金額と同額の「戦時補償特別税」を課税する形。
  - －国内企業や国民に対して、戦時中に約束した補償債務を履行しない、という形で、**国内債務不履行を強行。**

(図表17) 戦時補償特別税の内訳 (昭和21～26年度累計)

(千件、百万円)

	合計					
	法人		個人			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
法施行日に現存する戦時補償請求権の価格	302	12,087	161	10,924	141	1,163
法施行日前に決済を受けた金額	1,971	63,812	475	41,831	1,496	21,981
現金払いまたは前渡金と相殺のあった金額	568	11,083	209	9,373	359	1,710
政府特殊借入金または特殊預金等により決済を受けた金額	1,656	52,732	320	32,461	1,335	20,271
政府特殊借入金または特殊預金等現在額	1,673	47,007	316	27,600	1,357	19,407
法施行日前に譲渡した金額	44	3,922	29	3,474	16	447
法施行日前に償還払戻解除を受けた金額	57	1,802	26	1,386	30	416
課税価格計	2,250	75,900	631	52,757	1,619	23,144
法第10条による控除額		333		59		275
納付税額	306	57,537	111	49,061	195	8,475

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第19巻 統計』東洋経済新報社、1981(昭和56)年4月を基に日本総合研究所作成。

### 3. わが国の今後の財政運営の課題 — 中期財政計画策定に向けて —

## (1)「政府債務残高規模250%」の含意

- 国内外の歴史を振り返る限り、GDP対比でみた政府債務残高規模が200%を超過した事例はごく限られる。第二次大戦終戦時のわが国も、その数少ない事例の一つ。
- さらに、200%超の規模の政府債務残高を抱えるに至った国が、大幅な増税・歳出削減という自力での抜本的な財政構造改革のみによって、債務残高規模を縮減させていった事例は、少なくとも開放経済下の成熟経済国においては、殆どみられない模様。
- 政府債務残高規模を、永久に増やし続けたままで国家が存続することはあり得ず。
- わが国が、250%規模にまで膨張させてしまった政府債務残高を、非連続的な債務調整を避けつつ、安定的な縮減傾向に乗せることのハードルは極めて高い。ただし、過去、他に先例がほとんどないからといって、決して不可能とも言い切れないのではないか。

## (2) 金利上昇に対する耐久力を何で測るか

- 今後、何としても回避すべきは、戦後のわが国が経験したような「非連続的な国内債務調整」。国内経済の混乱は余りにも大きく、国民は、所得階層にかかわらず一律に重い財政負担を強いられ、国民一人ひとりの人生、国民生活全体へも甚大な影響が及ぶことに。
  - もちろん、世界大戦の敗戦国としての当時と現在とでは、わが国が置かれた状況は相違。
  - もともと、仮に今後のわが国が、国債の大半を国内で消化する状況下で、安定的な財政運営の継続が困難な事態に追い込まれた場合、終戦後にわが国が講じたのと同様の政策を、部分的にせよ発動せざるを得なくなる可能性も否定はできず。
  - 「預金封鎖」、「資本移動規制」は、欧州債務危機下のキプロスでも、実施されたところ。
- 他方、財政再建には、国民生活、企業活動への相当の痛み、景気へのマイナス影響を伴うのも事実。
- では、財政再建を進めるうえで、残されている時間的な余裕はどれほどか？  
＝わが国の財政運営が、市場金利上昇にどれほど耐え得るか？

## (金利上昇への耐久力を測る2つのポイント)

### ①国債の調達構造

- わが国の場合、10年債、20年債等の長期・超長期固定利付債の借り換えによる、10年前、ないし20年前の市場金利との対比での「**借り換えによる利払費節減**」効果は、**すでに一巡**。利払い費は今後、国債残高規模見合いで急増局面に入ることが確実な情勢。
- 加えて近年、わが国では、**調達年限の短期化**が相当に進展。このため、毎年度の借換債発行規模が極めて大きく、利払費は市場金利変動の影響を極めて受けやすいという、脆弱な構造。

### ②財政赤字の幅

- 国の財政運営が市場の信認を一度失うと、少なくとも、政府債務残高規模の増加傾向を目先2~3年以内に止められるだけの財政運営をしてみせられない限り、市場金利の上昇は止められず(近年の欧州債務危機の教訓)。
- 政府債務残高規模の増加傾向を止めるには、プライマリー・バランス均衡では不足、一定の黒字幅を安定的に計上することが必要。経済成長率、市場金利動向にかかわらず、これを確実に達成するためには、国債費も含めた**財政収支均衡**を目指すことが必要に。
- 財政収支赤字幅は毎年度の新発国債発行額に相当。2013年度当初予算では43兆円強。

- **わが国の場合、金利上昇への耐久力は、極めて乏しい。**
  - すでに債務危機を経験している欧州各国と比較しても、相当に劣るのが事実。
  - 「国債の国内消化のウエートが高いゆえ、市場金利は上昇しない」とは、もはやいえない段階。
  - 安倍政権のスタンスとして、日銀とともに「物価上昇2%」を目標に掲げる。その自然な結果としての金利上昇は、すでに発生し始めつつあり、今後も十分にあり得る話。
- **足許のような財政状況で、市場金利の上昇局面に突入することは極めて危険。**
  - 利払費の急増による財政運営硬直化を通じて、先行きの財政リスクが真剣に懸念されるような事態になれば、その時点でわが国は、財政収支赤字幅（足許では43兆円規模）をゼロまで縮小させるに足るだけの、極めて大幅な財政再建策を、1～2年程度の短期間で実行することを市場から迫られることに。
  - それが曲がりなりにも達成できれば、財政運営を継続可能。
  - 他方、それが達成できず、市場金利上昇を止められない場合、「非連続的な国内債務調整」といった事態につながる可能性も排除し切れず。

### (3) 中期財政計画に求められる課題

- 安倍政権として、まず、わが国の置かれた厳しい財政の実情と正面から向き合い、その認識を国民と共有することが必要。政府債務残高規模の増加傾向を放置したまま、国が未来永劫存続できることはあり得ないことを肝に銘じるべき。
- わが国の金利上昇に対する耐久力の乏しさを考えれば、抜本的な財政再建に一刻も早く着手し、毎年度、着実に進めていくことが求められる。
  - －痛みを伴う改革を先送りせず、「できるだけ早期に全体像を描いて着手」し、「毎年度着実に進める」ことこそが、先行きの市場金利上昇の度合いの抑制につながる。スパイラル的な金利上昇、といった最悪の事態を回避できる可能性。
  - －ひいては、長い目で見たときの経済・景気への悪影響を、最小限に抑制できるのではないか。
- 6月の『骨太の方針』における「中長期の財政健全化に向けて」
  - …(略)… 国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指す。
  - ⇒「中期財政計画」は、この『骨太の方針』の目標の達成を確実にするためのものとするべき。



- そのためには、

①「2015年度のPB赤字幅GDP比半減」を中期財政計画の目標に据えるのではなく、

**「2020年度以降、政府債務残高規模の対GDP比の安定的な引き下げ」**  
を目標に据えるべき。

—まず、その達成のために、果たして何十兆円規模の財政緊縮が必要になるのかについて、保守的な経済前提のもとで、まず、政府としてきちんと試算し、国民に示すべき(参考:各国際機関の見方—図表18)。

—仮に名目経済成長率が相当に伸びたとしても、名目GDP対比250%の債務残高を抱えるわが国の場合、経済成長による税収増分を、利払費の上昇が相殺してなお余りある(財政事情はネットで悪化する)という事態に。

(図表18)わが国の所要財政緊縮額に関する国際機関の見方

国際機関名	所要財政緊縮額の尺度・時期	所要財政緊縮幅	公表時点	公表媒体
経済協力開発機構 (OECD)	公的債務残高比率を2020年までに安定化させるために必要な改善幅	<b>プライマリー・バランスを4%の黒字</b> (2012年▲9%)となるよう改善することが必要	2013年4月23日	対日審査報告書
国際通貨基金 (IMF)	今後10年で、債務残高対GDP比を確実に引き下げるために必要な改善幅	<b>GDP比11%</b> の構造的財政調整が必要(←2012暦年の名目GDP475.8兆円から計算すれば、 <b>52.3兆円</b> 規模)	2013年5月31日	対日4条協議終了後の声明
国際決済銀行 (BIS)	2040年までに債務残高GDP比を200%に引き下げるために必要な、構造的プライマリー・バランスの調整幅(対潜在的GDP比率)	「政府債務平均金利」-「名目成長率」の格差(日本は2013年0.2%)によって場合分け 2013年並みで推移する場合 <b>対潜在的GDP比13.3~14.9%</b> 今後5年間で1%に上昇する場合 <b>対潜在的GDP比17.9~19.6%</b>	2013年6月23日	第83次年次報告(2012年4月~13年3月)

(資料)OECD, OECD Economic Surveys JAPAN, April 2013,

IMF, 2013 Article IV Consultation with Japan Concluding Statement of the IMF Mission, May 31 2013,

BIS, 83rd Annual Report, Basle, June 23 2013を基に日本総合研究所作成。

②そのようにして把握した要緊縮額(中長期的な財政再建目標)をベースに、今後、どのような方向でその達成に向け取り組むのかを、中期財政計画において少なくとも明らかにし、安倍政権として今秋以降、早急に取り組むべき。

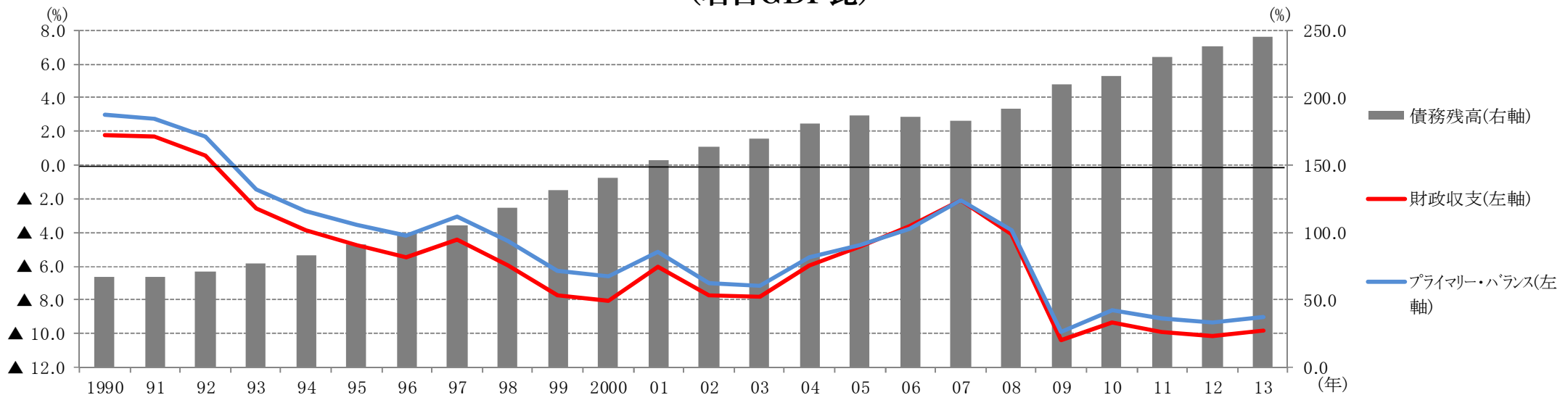
(1)既存の財政制度は基本的にそのまま、主として増税によって達成するのか

(2)「国のかたち」を刷新することを通じて、歳出・歳入構造を抜本的に組み替えるのか

「中期財政計画」で示す方向性を土台に、国を挙げての徹底的な議論が必要に。

- ③今後の財政再建への取り組みの目安となる「**工程表**」を作成して明らかにすべき。
- －安定的な政権基盤を得た安倍政権の今後3年間の期間を、どのように振り向けて抜本的な財政構造改革・財政再建を達成するのか。
  - －今後工程表に沿って、着実に財政再建を進めていけば、仮に途中で金利上昇が起こったとしても、財政運営上の対応は現時点よりも容易になる筋合い。
- ④「**工程表**」には、**進捗の目安となる、わかりやすい指標**を設けるべき。
- －「**新発国債発行額**」が望ましいのではないか。
  - －「**新発国債発行額**」＝財政赤字幅。究極的にはこれをゼロに近づけることができれば、経済条件にかかわらず、政府債務残高規模の増加傾向を確実に止めることが可能。
  - －国民にとってわかりやすく、かつ、必要とされる改革の根幹を捉える指標。
  - －毎年度の当初予算で示される新発国債発行額が、前年度までの財政再建への取り組みの進捗度合いを示す成果指標となり得る。
  - －小泉政権時代、「新発国債発行額を30兆円以下に抑制」という目標を掲げて財政運営を行っていたのと同じ考え方に立脚。当時は、プライマリー収支、財政収支とも、明確な改善傾向をたどっていたところ(図表19)。

(図表19) わが国の一般政府グロス債務残高とプライマリー・バランス、財政収支(≡新発国債発行額)の推移  
 (名目GDP比)



(資料) IMF, World Economic Outlook Database, April 2013を基に日本総合研究所作成。

(注) 2011年以降は、2013年4月時点におけるIMFによる見通し。

- 参院選によって、安倍政権が安定的な政権基盤を確立した今であるからこそ、わが国が今後、中長期的に、経済・財政運営を安定的に継続できるようにするため、国を挙げて議論を行い、こうした抜本的な財政構造改革に取り組むことが望まれる。

(参考図表1) 20世紀以降の対外債務のデフォルトと再編の事例(～2008年まで)

国名 (独立年)	デフォルトまたは再編の発生前			
	1900-1924	1925-1949	1950-1974	1975-2008
<b>【ヨーロッパ】</b>				
オーストリア		1938,1940		
ドイツ		1932,1939		
イタリア		1940-1946		
ギリシャ		1932		
ハンガリー (1918)		1932,1941		
ポーランド (1918)		1936,1940		1981
ルーマニア		1933		1981,1986
ロシア	1918			1991,1998
トルコ	1915	1931,1940		1978,1982
<b>【中南米】</b>				
アルゼンチン			1951,1956	1982,1989,2001
ボリビア		1931		1980,1986,1989
ブラジル	1902,1914	1931,1937	1961,1964	1983
チリ		1931	1961,1963 1966,1972	1983
コロンビア	1900	1932,1935		
コスタリカ	1901	1932	1962	1981,1983,1984
ドミニカ共和国		1931		1982,2005
エクアドル	1906,1909,1914	1929		1982,1999,2008
エルサルバドル	1921	1932,1938		
グアテマラ		1933		1986,1989
ホンジュラス				1981
メキシコ	1914	1928		1982
ニカラグア	1911,1915	1932		1979
パナマ (1903)		1932		1983,1987
パラグアイ	1920	1932		1986,2003
ペルー		1931	1969	1976,1978 1980,1984
ウルグアイ	1915	1933		1983,1987 1990,2003
ベネズエラ				1983,1990 1995,2004
<b>【アフリカ】</b>				
アルジェリア (1962)				1991
アンゴラ (1975)				1985
中央アフリカ共和国 (1960)				1981,1983
コートジボワール (1960)				1983,2000
エジプト				1984
ケニア (1963)				1994,2000
モロッコ (1956)				1983,1986
ナイジェリア (1960)				1982,1986 1992,2001,2004
南アフリカ (1910)				1985,1989,1993
ザンビア (1964)				1983
ジンバブエ (1965)			1965	2000
<b>【アジア】</b>				
中国	1921	1939		
<b>日本</b>		<b>1942</b>		
インド (1947)			1958,1969,1972	
インドネシア (1949)			1966	1998,2000,2002
ミャンマー (1948)				2002
フィリピン (1947)				1983
スリランカ (1948)				1980,1982

(資料) Reinhart & Rogoff, *This Time is Different Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton University Press, 2009, C.M. Reinhart. “This Time is Different Chartbook : Country Histories on Debt, Default, and Financial Crises”, *NBER Working Paper* 15815, National Bureau of Economic Research, March 2010. および Reinhart & Sbrancia, “The Liquidation of Government Debt”, *BIS Working Papers* No 363, Bank for International Settlements, November 2011を基に日本総合研究所作成。

(注) イタリアについては、Reinhart & Rogoff[2009]では対外債務デフォルトの事例に含まれていないが、ここでは、Reinhart [2010]およびReinhart & Sbrancia [2011]における記述に従い、対外債務デフォルトの事例に含めた。

(参考図表2) 1920年代～50年代における、国内債務デフォルトないし再編の事例と手法

国名	発生時点	状況
ボリビア	1927年	少なくとも1940年まで利払いを延期。
カナダ (アルバータ州)	1935年4月	カナダでデフォルトを起こした唯一の州。 デフォルト状態が10年間継続。
中国	1932年	一連の「債務統合計画」の初回において、国内債務の月当たり元利償還額を半減。利率を9%超から6%に引き下げ。償還期間を約2倍に延長。
ギリシャ	1932年	公的債務の約4分の1を占める国内債務について、同年以降、利率を75%引き下げ。
メキシコ	1930年代	対外債務の償還を1928年に一時停止。30年代を通じて、利払は、歳出の延滞分と公務員・軍人年金を含める形で実施。
ペルー	1931年	5月29日に対外債務の元利償還を一時停止して以降、国内債務についても、利払はその一部しか実施せず。
ルーマニア	1933年2月	対外・国内債務の償還を一時停止(3件の借り入れ金を除く)
スペイン	1936年10月～ 1939年4月	対外債務の利払いを一時停止。国内債務の償還も停止し、未償還残高が累積。
アメリカ合衆国	1933年	金約款を破棄。パナマに対して、1903年条約に基づく(運河)使用料の金による支払いを拒絶。紛争は36年に決着し、合衆国政府は合意した額を金のバルボア(パナマの通貨)で支払い。
イギリス	1932年	第一次大戦時に発行した戦時国債の大部分を、年利3.5%の終身年金に統合。
ウルグアイ	1932年11月1日～ 1937年2月	国内債務の償還を停止。 これに先立ち、1月20日に、対外債務の償還を一時停止。
オーストリア	1945年12月	1人当たり150シリングを上限として返還し、残額は封鎖預金として凍結。1947年12月には、封鎖預金内のシリングの大半を無価値と宣言し、預金口座の50%を一時的に凍結。
ドイツ	1948年6月20日	(<筆者訳注>ライヒスマルクからの)通貨改革によりドイツマルクを導入し、1人当たり保有高を40マルクに制限。預金口座を全て封鎖し、その一部を無効と宣言。
<b>日本</b>	<b>1946年3月2日～ 52年</b>	<b>インフレの後、1人当たり保有を100円に制限して、新円に1対1で交換。残額は強制的に預金させ、口座を封鎖。</b>
ロシア	1947年  1957年4月10日	民間保有の通貨の価値を90%減額する通貨改革を実施。 国内債務(当時の時価で2,530億ルーブル)の存在を否認。

(資料) Reinhart & Rogoff, *This Time is Different Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton University Press, 2009を基に日本総合研究所作成。

(参考図表3) 20世紀以降の先進国の対外・対内債務デフォルト発生時の債務残高規模の状況

国名	デフォルトもしくは再編の年もしくは期間	対外/対内の別	政府債務残高対GDP比
オーストリア	1938	対外	約35%
	1940	対外	n.a.
	1945	対内	n.a.
ドイツ	1932	対外	23.8%
	1939	対外	約25%
	1948	対内	n.a.
イタリア	1940-1946	対外	102.5%(ピーク時1943年)
日本	1942-1952	対外	204.0%(ピーク時1944年)
	1946	対内	56.0%
スペイン	1936-1939	対内	n.a.
アメリカ	1933	対内	40.0%
イギリス	1932	対内	190.1%

(資料) C. M. Reinhart, “This Time is Different Chartbook : Country Histories on Debt, Default, and Financial Crises”, *NBER Working Paper* 15815, National Bureau of Economic Research, March 2010, IMF Fiscal Affairs Department, Historical Public Debt Database, September 2012 versionを基に日本総合研究所作成。

(注) 政府債務残高対GDP比は、1938年のオーストリア、1939年のドイツのみReinhart[2010]による。それ以外はIMF Fiscal Affairs Department [2012]による。

(参考図表4) 中所得国におけるデフォルト時の対外債務の状況(1970~2008年)

国名	デフォルトまたは債務再編の発生年	デフォルトまたは債務再編の発生年末時点における対外債務残高	
		対GNP比(%)	対輸出比(%)
<b>【ヨーロッパ】</b>			
アルバニア	1990	16.6	98.6
ブルガリア	1990	57.1	154.0
ポーランド	1981	n.a.	108.1
ルーマニア	1982	n.a.	73.1
ロシア	1991	12.5	n.a.
	1998	58.5	109.8
ユーゴスラビア	1983	n.a.	n.a.
<b>【アジア】</b>			
フィリピン	1983	70.6	278.1
<b>【中南米】</b>			
アルゼンチン	1982	55.1	447.3
	2001	50.8	368.1
ボリビア	1980	92.5	246.4
ブラジル	1983	50.1	393.6
チリ	1972	31.1	n.a.
	1983	96.4	358.6
コスタリカ	1981	136.9	267.0
ドミニカ共和国	1982	31.8	183.4
エクアドル	1984	68.2	271.5
	2000	106.1	181.5
	2008	20.0	81.0
ガイアナ	1982	214.3	337.7
ホンジュラス	1981	61.5	182.8
ジャマイカ	1978	48.5	103.9
メキシコ	1982	46.7	279.3
パナマ	1983	88.1	162.0
ペルー	1978	80.9	388.5
	1984	62.0	288.9
トリニダードトバゴ	1989	49.4	103.6
ウルグアイ	1983	63.7	204.0
ベネズエラ	1982	41.4	159.8
<b>【中東】</b>			
イラン	1992	41.8	77.7
イラク	1990	n.a.	n.a.
ヨルダン	1989	179.5	234.2
トルコ	1978	21.0	374.2
<b>【アフリカ】</b>			
エジプト	1984	112.0	304.6
モロッコ	1983	87.0	305.6
南アフリカ	1985	n.a.	n.a.
平均		69.3	229.9

(資料) Reinhart & Rogoff, This Time is Different Eight Centuries of Financial Folly, Princeton University Press, 2009を基に日本総合研究所作成.



(参考図表10)第二次大戦をはさんだ昭和期の国民所得と物価上昇率、国債残高等の推移

(百万円、%)

年度	国民所得		(参考)				国債現在高		国債新規発行額		国債現金償還額		国債利子支払額		
	(A)	前年比	人口(千人)	消費者物価 指数前年比	消費者物価 指数(昭和 50年=100)	卸売物価指 数前年比	卸売物価指 数(昭和9~ 11年平均=1)	(B)	国民所得比 (B/A)	(C)	国民所得比 (C/A)	(D)	国民所得比 (D/A)	(E)	国民所得比 (E/A)
1930 昭和5	11,740		63,872				0.885	5,956	50.7	110	0.9	156	1.3	298	2.5
31 6	10,520	▲ 10.4	64,870			▲ 15.5	0.748	6,188	58.8	213	2.0	56	0.5	300	2.9
32 7	11,332	7.7	65,890			11.0	0.830	7,054	62.2	834	7.4	32	0.3	316	2.8
33 8	12,417	9.6	66,880			14.6	0.951	8,139	65.5	920	7.4	20	0.2	361	2.9
34 9	13,131	5.8	67,690			2.0	0.970	9,090	69.2	866	6.6	21	0.2	394	3.0
35 10	14,440	10.0	68,662			2.5	0.994	9,854	68.2	794	5.5	50	0.3	436	3.0
36 11	15,546	7.7	69,590			4.2	1.036	10,575	68.0	719	4.6	48	0.3	428	2.8
37 12	18,620	19.8	70,040			21.4	1.258	12,817	68.8	2,259	12.1	16	0.1	461	2.5
38 13	20,008	7.5	70,530			5.5	1.327	17,345	86.7	4,548	22.7	20	0.1	561	2.8
39 14	25,354	26.7	70,850			10.5	1.466	22,886	90.3	5,563	21.9	21	0.1	725	2.9
40 15	31,043	22.4	71,400			11.9	1.641	29,848	96.2	6,983	22.5	21	0.1	925	3.0
41 16	35,834	15.4	71,600			7.1	1.758	40,470	112.9	10,638	29.7	15	0.0	1,214	3.4
42 17	42,144	17.6	72,300			8.8	1.912	55,444	131.6	14,973	35.5	0	0.0	1,631	3.9
43 18	48,448	15.0	73,300			7.0	2.046	77,556	160.1	21,922	45.2	1	0.0	2,201	4.5
44 19	56,937	17.5	73,800			13.3	2.319	107,633	189.0	30,825	54.1	755	1.3	2,942	5.2
45 20	n.a.	-	72,147			31.7	3.053	140,812	n.a.	28,173	n.a.	-	n.a.	3,891	n.a.
46 21	360,855	-	75,750			432.9	16.270	173,125	48.0	27,804	7.7	42	0.0	5,189	1.4
47 22	968,031	168.3	78,101		10.00	195.9	48.150	209,423	21.6	32,522	3.4	1,662	0.2	6,693	0.7
48 23	1,961,611	102.6	80,006	82.5	18.25	165.6	127.900	280,433	14.3	70,533	3.6	3,582	0.2	8,490	0.4
49 24	2,737,253	39.5	81,780	31.9	24.08	63.3	208.800	391,415	14.3	76,977	2.8	65,772	2.4	11,021	0.4
50 25	3,381,500	23.5	82,200	▲ 6.9	22.42	18.2	246.800	341,423	10.1	880	0.0	50,871	1.5	11,177	0.3
51 26	4,434,600	31.1	84,541	16.4	26.09	38.8	342.500	362,867	8.2	26,738	0.6	5,294	0.1	9,859	0.2
52 27	5,215,900	17.6	85,808	5.0	27.39	2.0	349.200	437,454	8.4	87,913	1.7	13,326	0.3	19,531	0.4
53 28	6,001,500	15.1	86,981	6.6	29.19	0.7	351.600	543,563	9.1	100,200	1.7	22,814	0.4	27,638	0.5
54 29	6,591,700	9.8	88,239	6.4	31.07	▲ 0.7	349.200	535,518	8.1	5,259	0.1	23,875	0.4	29,528	0.4
55 30	7,298,500	10.7	89,276	▲ 0.9	30.80	▲ 1.8	343.000	514,665	7.1	2,706	0.0	23,648	0.3	29,858	0.4
56 31	8,173,400	12.0	90,172	0.0	30.80	4.4	358.000	493,752	6.0	1,643	0.0	23,638	0.3	27,349	0.3
57 32	9,354,700	14.5	90,928	3.2	31.80	3.0	368.800	486,493	5.2	12,400	0.1	20,996	0.2	26,838	0.3
58 33	9,616,100	2.8	91,767	▲ 0.6	31.60	▲ 6.5	344.800	487,015	5.1	34,047	0.4	34,393	0.4	26,572	0.3
59 34	11,023,300	14.6	92,641	1.3	32.00	1.0	348.300	541,460	4.9	79,379	0.7	25,345	0.2	27,834	0.3
60 35	13,269,100	20.4	93,419	3.8	33.20	1.1	352.100	520,896	3.9	8,076	0.1	31,538	0.2	26,203	0.2
61 36	15,755,100	18.7	94,287	5.1	34.90	1.0	355.700	492,689	3.1	5,548	0.0	35,256	0.2	25,054	0.2
62 37	17,729,800	12.5	95,181	6.9	37.30	▲ 1.7	349.700	461,830	2.6	3,428	0.0	35,387	0.2	21,536	0.1
63 38	20,627,100	16.3	96,156	7.5	40.10	1.8	356.000	470,858	2.3	51,308	0.2	44,049	0.2	18,813	0.1
64 39	23,390,400	13.4	97,182	4.0	41.70	0.2	356.700	494,014	2.1	60,657	0.3	39,831	0.2	17,993	0.1
65 40	26,116,900	11.7	98,275	6.7	44.50	0.8	359.400	745,663	2.9	292,727	1.1	41,505	0.2	17,966	0.1
66 41	30,503,500	16.8	99,036	5.2	46.80	2.1	367.100	1,476,051	4.8	768,429	2.5	38,161	0.1	42,134	0.1
67 42	36,209,200	18.7	100,196	3.8	48.60	2.1	374.700	2,213,483	6.1	778,169	2.1	39,922	0.1	86,163	0.2
68 43	42,848,700	18.3	101,331	5.3	51.20	0.9	377.900	2,732,760	6.4	578,045	1.3	59,293	0.1	130,270	0.3
69 44	49,816,000	16.3	102,536	5.3	53.90	2.1	385.900	3,135,497	6.3	501,514	1.0	101,658	0.2	158,661	0.3
70 45	59,131,500	18.7	103,720	7.6	58.00	3.6	399.900	3,651,618	6.2	645,368	1.1	130,018	0.2	186,780	0.3
71 46	65,842,100	11.3	105,139	6.0	61.50	▲ 0.8	396.700	4,732,990	7.2	1,308,863	2.0	225,615	0.3	210,312	0.3
72 47	76,125,400	15.6	107,589	4.6	64.30	0.8	399.900	6,552,058	8.6	2,060,127	2.7	238,999	0.3	323,204	0.4
73 48	91,846,100	20.7	109,102	11.8	71.90	15.9	463.300	8,306,854	9.0	1,932,667	2.1	188,186	0.2	442,895	0.5
74 49	113,586,000	23.7	110,573	24.3	89.40	31.4	608.700	10,515,728	9.3	2,464,827	2.2	268,568	0.2	572,725	0.5
75 50	127,404,700	12.2	111,937	11.9	100.00	3.0	626.800	15,809,534	12.4	5,509,060	4.3	222,105	0.2	761,308	0.6

(資料)大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第19巻 統計』東洋経済新報社、1981(昭和56)年4月を基に日本総合研究所作成。

(原資料注)国民所得は、昭和20年までは暦年ベース、21年以降は年度ベース。

(参考図表15) 全国銀行・金庫の自由預金と封鎖預金残高の推移

&lt;全国銀行・金庫合計&gt; (百万円)

年	月	総額	自由預金	第一封鎖預金	第二封鎖預金	特殊預金
					(金庫の特殊預金を含む)	(全国銀行のみ)
1946	昭和21	3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
		6	162,532	38,994	n.a.	33,557
		7	163,348	40,211	n.a.	34,964
47	昭和22	8	163,031	42,134	n.a.	35,851
		12	163,435	59,691	83,546	1,675
		3	169,552	79,144	70,493	369
		6	172,071	95,629	59,369	183
		9	205,110	135,516	52,749	112
48	昭和23	12	267,997	203,085	50,291	75
		3	276,071	238,801	31,884	10
		6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

&lt;全国銀行&gt; (百万円)

年	月	総額	自由預金	第一封鎖預金	第二封鎖預金	特殊預金
1946	昭和21	3	135,751	14,518	94,450	26,782
		6	141,217	18,072	89,587	33,557
		7	142,580	19,936	87,679	34,964
47	昭和22	8	142,422	21,944	53,372	35,851
		12	142,422	39,751	82,507	1,675
		3	148,644	59,140	69,619	369
		6	154,807	78,981	58,779	183
		9	184,467	115,288	52,360	112
48	昭和23	12	234,375	170,065	49,714	75
		3	257,075	220,020	31,695	10
		6	292,544	262,705	29,838	-

&lt;金庫&gt; (百万円)

年	月	総額	自由預金	第一封鎖預金	第二封鎖預金
					(含特殊預金)
1946	昭和21	3	n.a.	n.a.	n.a.
		6	21,315	20,922	393
		7	20,768	20,275	493
		8	20,609	20,190	418
47	昭和22	12	21,013	19,940	32
		3	20,908	20,004	29
		6	17,264	16,648	26
		9	20,643	20,228	25
		12	33,622	33,020	24
48	昭和23	3	18,996	18,781	25
		6	n.a.	n.a.	n.a.

(資料) 大蔵省財政史室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで 第19巻 統計』東洋経済新報社、1981(昭和56)年4月を基に、西村吉正(編)『復興と成長の財政金融政策』大蔵省印刷局、1994(平成6)年8月を参考に日本総合研究所作成。

(原資料注1) 昭和21年2月17日、勅令第83号「金融緊急措置令」公布・施行、同23年7月21日第一封鎖預金解除。

(原資料注2) 全国銀行は21年7月までと8月以降は集計方法が異なる。

(原資料注3) 全国銀行の21年12月の総額と内訳計数が不一致であるが、原資料のまま掲載。

(注4) 昭和21年10月19日の「企業再建整備法」、「金融機関再建整備法」を受け、23年2月、損失の切り捨てのため、第二封鎖預金を切り捨て。

(注5) 自由預金には、公金預金、金融機関預け金、およびその他預金がある。

(注6) 当時、全国銀行、金庫以外には、信託、信組、無尽、農業界、郵貯が存在。